

令和2年度中小企業情報発信支援事業に関するQ & A（第1版）

（補助金交付対象者について）

【Q1】本事業の「中小企業等」とは。

【A1】補助金の交付対象となる「中小企業等」とは、中小企業基本法に定める中小企業者に社会福祉法人、医療法人、を加えたものであり、具体的には以下のとおりである。
農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）はその他の業種に該当する。

ゴム製品製造業（注1）		資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社（注2）及び個人
旅館業		資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業		資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
上記 以外	製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社、 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
社会福祉法人 医療法人		常時使用する従業員の数が100人以下の会社

（注1）自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

（注2）会社とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〕をいう。

【Q2】本事業の「中小企業等」に含まれない者とは具体的にどのような者か。

【A2】特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合等）、有限責任事業組合（LLP）、みなし大企業は対象にならない。

【Q3】みなし大企業とは。

【A3】① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占める中小企業

【Q4】大企業とは

【A4】Q1に記載している中小企業等の規模を超えるものを大企業としている。

【Q5】主たる事業所の要件は。

【A5】本社機能を備えている実質的な本社。例えば、会社が発祥した地（県外）を本社の所在地として登記しているが、主たる事業所（人事、総務、経理等の本社機能を備えている実質的な本社）は県内に所在する場合などが対象となる。

※ 主たる事業所の所在地を確認するため、HP等で公表している本社（県外）と実質的な本社（県内）が異なる場合、県内に実質的な本社があることがわかる組織図等を提出すること。

※ 県内の事業所でも採用決定ができるという理由だけでは、当該県内事業所を主たる事業所とは認められない。

【Q6】補助の要件とは。

【A6】申請日を基準とした今後1年間の採用計画人数が直近1年間の採用人数（実績）を上回っていることが要件である。採用計画・採用人数ともに正社員のみを対象とするが、新卒・中途採用については問わない。また、パートタイムなど、非正規雇用を正規雇用に変換する場合も採用実績・計画に含める。ただし、採用実績は直近1年以内に雇入れ、かつ、申請時点で雇用継続中の者のみをカウントする（退職者は含まない）。

※ 事業終了後も事業の検証及び効果測定のため、適宜採用状況について、聞き取りを行う。

【Q7】他の補助金と併用は可能か。

【A7】市や商工会などから当補助金と同様の補助を受けている場合は、対象とならない。

（対象経費、補助額、申請書等）

【Q8】消費税の取扱いは。

【A8】消費税は補助対象外経費のため、交付申請時には消費税額を除いた金額で申請すること。

【Q9】補助対象となる取組は。

【A9】 正社員の採用を目的とし、交付対象者が新たに実施する下記①、②の取組とする。

① 自社HP改修費用

採用力を高めるにあたり必要なHPの改修のため民間業者に支払った費用

※ 採用特設ページ・従業員の働き方紹介ページの開設など採用活動に直接関係する改修を含むものとする。

※ 自社HP全体を改修する場合であっても、主たる改修が上記内容であれば補助対象とする。

※ CMSの導入に係る費用は対象としない。

② 民間就職説明会・面接会等出展料

民間で開催される説明会へのブース出展・参加料として民間業者に支払った費用

※ 会場までの交通費、説明会で使う備品の作成経費等は対象外

※ ブース使用料については、オプション機器の使用料も含めて申請可

※ 開催地については県内・県外問わない。

※ 新卒向けの面接会等については、6月以降に実施するもののみを対象とする。

【Q10】 大学3年生向けのインターンシップ合同説明会等も補助対象となるか。

【A10】 原則対象としない。本事業の趣旨は、情報発信力の強化等によって採用に結びつけるというものであるため、今年度の採用に直接関係のないものについては原則対象外とする。

ただし、大学3年生向けのインターンシップ合同説明会等への出展であっても、広報活動解禁日以降（3月1日以降）実施のもので、企業から学生に対し、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合であって、申請から実績報告までを令和3年4月10日までに終わられるもののみ補助対象とする場合がある。

【Q11】 申請の期限は。

【A11】 事前に取り組む内容について、申請・交付決定を受けたうえで、取り組んでいた必要がある。各申請受付窓口での交付決定手続きには1ヶ月程の時間を要するため、事前に各窓口を確認のこと。

交付決定前に事業に着手したものについては、補助対象とならない。

【Q12】 提出書類は。

【A12】

(1) 申請時

① 補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2）

② 中小企業情報発信支援事業計画書（別紙1）

③ 中小企業情報発信支援事業経費積算書（別紙2）

④ 債権者登録書（過去に県に対して提出済みの場合は不要）

⑤ その他必要と認める書類（見積書、改修前のHPをプリントアウトしたもの等）

- (2) 変更交付申請時（補助金額が変更になる場合）
 - ① 補助金変更交付申請書（様式第7号）
 - ② 中小企業情報発信支援事業変更計画書（別紙3）

- (3) 内容変更承認時（補助金額は変わらず、事業内容を変更する場合）
 - ① 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）

- (4) 事業を中止する場合
 - ① 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

- (5) 実績報告時
 - ① 補助事業実績報告書（様式第10号）
 - ② 中小企業情報発信支援事業実績報告書（別紙4）
 - ③ 補助金請求書（様式第12号）
 - ④ 補助事業に要した経費が確認できる書類（例：領収書等）
 - ⑤ 補助事業で実施した内容が分かる書類
（例：HPの改修前後の内容がわかるページを印刷したもの、出展結果の報告書等）

【Q13】申請から実績報告が年度をまたぐ場合はどうするのか。

【A13】申請から実績報告までを、令和3年4月10日までに終わらせるもののみを対象とする。例えば、3月に申請を行い、3月～5月までHPの改修を行うというようなケースが想定されるが、本事業では対象としない。

【Q14】補助事業実施期間の考え方について

【A14】申込みから事業実施、支払い完了までを補助事業実施期間とするのが望ましい。なお、HP改修であれば、HP改修開始日以前を事業着手日とし、HP改修終了日以降を事業完了日とすることも可（就職フェア出展も同様）。ただし、事業完了日までに支払いが終わっていない経費であっても、事業実施期間中に発生し、かつ、当該経費の額が確定しているものであれば、補助対象経費とする。

※ その場合でも、支払い完了後には速やかに各担当窓口まで領収書の写しを提出すること。（確認の結果、補助金の返還を求める場合がある。）

【Q15】費用の支払い時期について

【A15】県の交付決定前に発生した費用については補助対象とならない。

×：出展申込み（出展料等支払い）→交付申請→交付決定→事業実施（出展）

○：交付申請→交付決定→申込み（出展料等支払い）→事業実施（出展）

○：交付申請→交付決定→申込み→事業実施（出展）→出展料等支払い

【Q 1 6】 変更申請が必要な場合は。

【A 1 6】 補助金の交付決定額に変更が生じる場合（増額・減額問わず）に変更申請が必要。ただし、補助金額に変更が生じない場合であっても、事業内容を変更する場合、内容変更承認手続きが必要になる場合があるため、変更が生じた際には速やかに県へ報告の上、指示を仰ぐこと。

【Q 1 7】 当初の事業実施予定期間よりも早く事業が完了する場合、内容変更承認は必要か。

【A 1 7】 補助事業実施期限までに事業が完了すれば、完了予定日と実際の完了日が異なっても構わない（変更申請は不要）。一方、期間内に事業が完了しない見込みが立った場合は、速やかに県へ報告の上、その指示を仰ぐこと。

【Q 1 8】 1社につき2回以上の補助は可能か。

【A 1 8】 1社あたり20万円の範囲内であれば複数回の補助も可能。ただし、事業終了前の段階で計画変更があった場合は、原則変更申請手続きで対応すること。

（その他）

【Q 1 9】 申請書の提出は、持参する必要があるのか。それとも郵送でよいのか。

【A 1 9】 持参・郵送どちらでも差し支えない。